

第13節 企業防災の促進に関する計画

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

実施責任者

（ 主な実施機関
県（危機管理局，商工政策課），市町村 ）

第1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

第2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

県及び市町村は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。